府令

○内閣府令第二十八号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第十四号中「独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法」に、「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

第二十七条第一項中「第八条第二項第一号」を「第九条第三項第一号」に改め、同条第二項中「第八条第二項第一号」を「第九条第三項第一号」に、「及び資料の徴収」を「又は資料の徴収」に、「分析を行い、並びに」を「分析並びに」に、「事項」を「事務」に改め、同条第三項中「第八条第二項第二号」を「第九条第三項第二号」に、「事務を行う」を「調査を実施する」に改める。

第三十条第一項中「八人」を「七人」に改める。

第三十六条第十六号から第二十二号までを削る。

第三十七条第一号中「（中山間地域等の総合的な振興計画を除く。）の」を「の作成及び」に改め、同条第四号及び第五号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同条の次に次の六号を加える。

九　中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関すること。

十　農業就業構造の改善に関すること。

十一　農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流に関すること。

十二　市民農園の整備の促進に関すること。

十三　都市及びその周辺における農業の振興に関すること。

十四　農地その他の農業資源の保全を図るための活動に対する支援に関すること。

第四十六条の見出し中「、企画指導官」を「並びに企画指導官」に改める。

第六十六条に次の一号を加える。

十四　水防に関すること（流域調整課の所掌に属するものを除く。）。

第六十六条の二第十二号中「発信並びに」の下に「管理ダムに係る」を加える。

第九十二条第一項第二号中「に係る検査の執行、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督」を「並びに船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督」に改める。

第九十四条第一項の表中

陸運事務所	浦添市
宮古運輸事務所	宮古島市
八重山運輸事務所	石垣市

を

陸運事務所	浦添市
宮古運輸事務所	宮古島市、多良間村
八重山運輸事務所	石垣市、竹富町、与那国町

に改める。

沖縄県の全区域	沖縄総合事務局長が定めるところにより運輸支局において所掌することとされている事務を行うこと（宮古運輸事務所及び八重山運輸事務所において所掌することとされている事務を除く。）。

沖縄県の全区域	沖縄総合事務局長が定めるところにより運輸支局において所掌することとされている事務を行うこと。

附則第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第十一条の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十七年三月三十一日	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

附則中第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第二十九号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「十四人」を「十三人」に、「三十九人」を「四十三人」に改める。

第十条の二の見出し中「証券監督調整官等」を「証券監督調整官」に改め、同条第一項中「並びに」を「及び」に改め、「及び投資一任業監督管理官一人」を削り、同条第五項を削る。

第十八条第一項中「三百二十人以内」の下に「、主任情報技術専門官一人」を加え、同条第十八項中「証券取引特別調査官」の下に「、主任情報技術専門官」を加え、同条第十九項中「並びに」を「及び情報技術専門官」を削り、同条中第二十三項を第二十四項とし、第二十二項を第二十三項とし、第二十一項を第二十二項とし、第二十項の次に次の一項を加える。

21　主任情報技術専門官は、命を受けて、主として電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る犯則事件の調査を実施し、及び情報技術専門官の行う事務を整理する。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府厚生労働省令第四号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項、第十九条第四項及び第六項第二号、第二十八条第二項、第三十五条の五第一項及び第八号、第三十五条の六第三項及び第四項、第三十五条の八において準用する同法第三十一条第一項、同法第三十七条、第三十八条第一項から第四項まで、第三十九条第一項、第四十八条、第五十条並びに第五十条の十一において準用する同法第五十条の六第一号及び第二号並びに国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令（平成十六年政令第三百五十六号）第一条第二項及び附則第二条の規定に基づき、並びに国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）を実施するため、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久